

## 保険制度の拡充・整備経過

項 目	昭和48年 制度発足時	その後の変更又は追加事項					
		昭和49年	昭和61年	平成8年	平成9年	平成10年	平成13年
1. 対象金融機関 [法律]	農協 漁協 水産加工協	→	→	6月 特定漁連(漁協 から信用事業を 譲り受けた信漁 連)を追加		→	4月 信農連・信漁連・ 水産加工協連・ 農林中央金庫を 追加
2. 資本金 [認可]	300百万円 (政府 75 日銀 75 農中 75 信連等 75)						→
3. 保険料率 [認可]	0.006%	→	61年5月0.010% 62年4月0.011% 63年4月0.012%	6月 0.018%			14年の保険料から 平残方式導入
特別保険料 [政令]				6月 0.012%			→
4. 保険金支払方法等 [法律]	債務控除			6月 債務控除規定廃止 担保貯金の支払 保留	保留順序の変更		4月 保険対象に公金、金 銭信託、農林債券の 一部を追加 決済性貯金(当座・ 普通・別段貯金)は、 15年3月まで全額保 護
保険金支払限度額 (1貯金者当たり) [政令]	100万円	6月 → 300万円	9月 → 1000万円				1000万円の元本 及びその利息等
5. 仮払金支払 [法律]			9月 導 入				4月 60万円
同限度額(普通貯金 1口座当たり) [政令]			20万円				→
6. 貯金等債権買取り [法律]					4月 保険金支払限度額 を超える貯金等の買 取りを導入		→
7. 資金援助 [法律]			9月 導 入	6月 信用事業の 全部譲渡に 対する資金 援助を追加	12月 新設合併に 対する資金 援助を追加	5月 救済組合等に対 する劣後ロー ン供与を追加 経営困難組合 からの資産の直接 買取りを追加 信連子会社等 による不良資産買 取り支援を追加	4月 信用事業の一部譲 渡、付保貯金移転に 対する資金援助を追 加 救済組合に対する 優先出資の引受け、 損害担保を追加 債権者間の衡平を 図るための資金援助、 追加的資金援助を追 加 協定債権回収会社 に対する資産の買取り ・回収委託を追加 貯金等の払戻し資金 の貸付け、資産価値 減少防止のための資 金の貸付けを追加
8. 借入金 政府保証 [法律]			9月	6月		5月 導 入	→
借入限度額 [政令]	100億円	→	1,000億円	→ 1,500億円			4月 → 2,000億円
9. 管理人制度 [法律]							4月 管理人が、管理を命 ずる処分を受けた組 合の経営権を掌握す る制度を導入
10. 金融危機への対応 (システミック・リスク) [法律]							4月 システミック・リスク 対策として、優先出 資の引受け等、ペイ オフ超過の資金援 助の特例を導入
システミック・リスク対応 借入限度額 [政令]							1,000億円
11. 貯金者代理制度 [法律]							4月 貯金保険機構が、貯 金者を代表して、再 生手続又は破産手 続に関する一切の行 為ができる制度を導 入

(注) 1. 上記に関連する金融制度調査会答申等  
 昭和45年7月 「一般民間金融制度のあり方等」  
 昭和60年5月 「金融自由化の進展とその環境整備」  
 平成7年12月 「金融システム安定化のための諸施策」  
 平成10年1月 「金融システム安定化のための緊急対策」(政府・自民党)  
 平成11年12月 「特別措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」(金融審議会)  
 2. 6及び7については、平成13年度末までの時限的措置として特例措置を実施。